

福島県立図書館協議会について

図書館協議会は、図書館法の規定に基づき設置され、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関です。

また、県の条例により、協議会の委員の定数は10人以内としており、委員の任期は2年と定めています。